

2007年JAF中国ダートトライアル選手権
2007年JMRC中国チャンピオンシリーズ
JMRC オールスター選抜戦
統一規則

○競技会開催日程

- 第1戦 3月11日 ラリークラブ広島 (TESTA)
 第2戦 4月 8日 みよしカークラブ 油場(楠)
 モータースポーツクラブ下関
 第3戦 5月 6日 カークラブ松江 (TESTA)
 第4戦 6月10日 カークラブ錦 (TESTA)
 第5戦 7月22日 みよしカークラブ of 山陽(楠)
 ミネレーシングサービスチーム
 第6戦 8月26日 チームテスタスポーツ(TESTA)
 第7戦 9月23日 スピリットオブマツダ(TESTA)

○オーガナイザー事務局

- 第1戦 〒731-0142 広島市安佐南区高取南 3-10-3
 RCH事務局 山谷 隆義
 TEL 082-872-8233 FAX 082-872-8233
 第2戦 〒755-0025 宇部市野中 4-5-2
 オートサロンみよし内
 MCCS事務局 三好漢二
 TEL 0836-31-4741 FAX 0836-31-3360
 第3戦 〒690-0860 島根県松江市西法吉町 31-6
 CCM事務局 仁井田 浩之
 TEL 0852-32-7788 FAX 0852-32-7788
 携帯 090-4890-5791
 第4戦 〒742-0415 玖珂郡周東町中山 327-4
 渡辺自動車内
 CCN事務局 田村 晃
 TEL 0827-84-2900
 第5戦 〒755-0025 宇部市野中 4-5-2
 オートサロンみよし内
 MCCS事務局 三好漢二
 TEL 0836-31-4741 FAX 0836-31-3360
 第6戦 〒731-5102 広島市佐伯区五目市町石内
 1638-2
 TTS事務局 梶岡 悟
 TEL 082-929-0888 FAX 082-929-0888
 第7戦 〒730-8670 広島市安芸郡府中町新地 3-1
 マツダ株式会社シャシー開発部
 サスペンション開発 Gr 内
 SPIRIT事務局 高橋 義晴
 TEL 082-287-4153 FAX 082-287-5129

○シリーズ事務局

- JMRC中国ダートトライアル部会事務局
 〒738-0034 廿日市市宮内 1450
 ボディショップイワネ内
 岩根 つもる
 TEL 0829-39-0590 FAX 0829-39-0590

○得点基準

JAF中国ダートトライアル選手権/JMRC中国チャンピオンシリーズ
 (2007年日本ジムカーナダートトライアル選手権規定第19条得点基準による)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

※選手権として成立した当該クラスの70%の競技会の得点を有効得点とし、高得点順に合計し順位を決定する。
 ※JMRC中国チャンピオンシリーズポイントはJMRC中国各クラブの所属員かJMRC中国個人会員に与える。順位の上げはしない。

第1章 大会告知

第1条大会告知

○競技会の定義および組織

2007年JAF中国ダートトライアル選手権は、社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したIAFの国内競技規則とその付則、2007年日本ジムカーナダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本統一規則および各競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2007年JAF中国ダートトライアル選手権 第 戦
 JMRC オールスター選抜 第 戦
 競技会の名称

○競技種目 ダートトライアル

○競技の格式 JAF公認：準国内競技
 JAF公認番号

○開催日程 2007年 月 日 ()

○競校合開催場所(コース公認 No. -II-)

名称：
 所在地：
 TEL：

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称：
 代表者名：
 所在地：〒
 TEL/FAX

○入会役員

大会会長：

○組織委員会

組織委員長：
 組織委員：
 組織委員：

○競技会主要役員

- 1) 競技会審査委員会
 ・競技会審査委員長：
 ・競技会審査委員：
 2) 競技役員
 ・競技長：
 ・コース委員長：
 ・計時委員長：
 ・技術委員長：

- ・パドック委員長：_____
- ・救急委員長：_____
- ・事務局長：_____

○参加申込および参加費川

1) 参加申込場所および問い合わせ先 (大会事務局)

所在地：〒_____

クラブ名：_____

担当者名：_____

TEL・FAX _____

2) 参加受付期間：受付開始 2007年 月 日
 締切日 2007年 月 日必着

提出書類：JMRC 中国共通参加申込用紙、車両申告書に
 必要事項を記入し署名捺印のうえ、参加料を添えて参加
 受付期間内に上記まで申し込むこと。

(ライセンスの地域コード・共済 ID ナンバー等の記入漏れ
 のないこと。)

4) 参加料：Y12,000

(JMRC 共済未加入者は Y1,000 増しとする。)

その他：_____ (入場料など)

○競技のタイムスケジュール

- ・ゲートオープン：_____
- ・参加確認受付：_____
- ・公式車両検査：_____
- ・慣熟走行 (歩行)：_____
- ・開 会 式：_____
- ・ドライバーズブリーフィング：_____
- ・第 1 ヒート：_____
- ・慣熟走行 (歩行)：(第 1 ヒート終了後_____分間)
- ・第 2 ヒート：(第 1 ヒート終了_____分後)
- ・表形式 (閉会式)：予定時刻_____

○その他の事項

- 1) コースの慣熟は徒歩により行う
- 2) 選手権対象外で併催するクラスは特別規則書に記載する。
- 3) 会場内の諸施設は公式通知にて示す

第 2 章 競技参加に関する基準規則

第 2 条 参加車両

2007 年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規
 定第 11 条に従う

第 3 条 クラス区分

・N 部門

- クラス 1：気筒容積 1600CC 以下の 2 輪駆動の N 車両
- クラス 2：気筒容積 1600CC を超える 2 輪駆動の N 車両
- クラス 3：気筒容積 1600CC 以下の 4 輪駆動の N 車両
- クラス 4：気筒容積 1600CC を超える 4 輪駆動の N 車両

・SA 部門

- クラス 1：2 輪駆動の SA 車両
- クラス 2：4 輪駆動の SA 車両

・SC・D 部門

- クラス 1：2 輪駆動の SC および D 車両
- クラス 2：4 輪駆動の SC および D 車両

第 4 条 参加者および競技運転者 (ドライバー)

- 1) 参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証の所
 持者でなければならない。ただし、競技運転者は参
 加者を兼ねることができる。

- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な
 JAF 発給の競技運転者許可の証所持者でなければなら
 ない。
- 3) 満 20 歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権
 者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第 5 条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加
 できる。
- 2) 同・席画による重複参加は選手権の同一クラス内に
 限り認められる。

第 6 条 参加申し込み方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務
 局まで現金書留にて郵送すること。参加料は現金と
 する。
- 2) 参加報兩名は 15 字以内とし、必ず願兩名 (型式では
 なく通称名：カローラ、サニー等) を入れること。
 通称名は省略しないこと
- 3) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加申し
 込み者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場
 合は、連やかにその理由を付して、IA 伺こ報告しなけ
 ればならない。この場合の参加料は返金される。なお、
 正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競
 技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の諾否の通知方法は特別規則書に記載する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認めら
 れない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力によ
 り参加できないときは、参加確認受付終了までにオー
 ガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第 7 条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 および 10-
 10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与え
 ることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAF が行う指示事項およ
 び暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板
 に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項また
 は公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面を
 もって参加者に伝達される。

第 8 条 車両および競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は認められない。
- 2) 参加申し込み後の車両変更は、当該競技会の参加確
 認受け付け終了までに車両変更申請書と変更する車
 面の車両申告書を添えて申請し、競技会審査委員会
 の承認を得ること。
- 3) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 4) 車両変更申請は当該競技会の参加確認受け付け終了
 までとし、車両変更申請書や車両申告書などの書面
 にて申請すること。

第 9 条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式願両検査を実施する。ま
 た公式車両検査に車両を提示することは、当該車両
 がすべての規則に適合し参加申告したものとみなさ
 れる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知

に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は競技に参加できない。

- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に本統一規則第15条について検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査までに車両の指示された場所に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不相当と判断した個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施することができる。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加氷雨が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を自らが提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、パドックで車両保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 公式車両検査合格後にタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は事前に競技会技術委員長の許可を得ること。作業が終了した後に競技会技術委員長に申告してその安全開きについて再確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第10条 競技コース

- 1) 競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが公式通知として掲示される。

第11条 ドライバーズブリーフィング

- 1) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。

第12条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置にエンジンを始動させた状態で待機し、スターターの合図にてスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委

員会の承認のもとその内容を公式通知で示す。

第13条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第14条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は国内競技車輔規則にもとづいた6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 2) すべての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 3) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
- 4) 競技走路以外の会場内での移動は最徐行としウォームアップランおよびブレーキテストなどを禁止する。
- 5) ゴール（フィニッシュライン）後の減速レーンでは一旦停止せずに最徐行で移動し、減速レーン通過後のパドック誘導路にて一旦停止後パドックへ移動しなければならない。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 8) パドック内で給油する場合は、粉末消火器を準備し、給油すること。

第15条 競技運転者の装備

- 1) 競技中の服装としてレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、JAF国内競技車両規則第4編付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものの着用を義務付ける。この適例生はラベルで表示されるかまたは証明書などで自らが証明できなければならない。

第16条 信号表示

競技中のドライバーへの指示は以下の信号旗によって伝達される。（本統一規則に定めていないものについては特別規則書に記載する）

国旗またはクラブ旗	：スタート合図
黄旗	：パイロン移動および転倒
黒旗	：ミスコース
赤旗	：危険あり直ちに停止せよ
緑旗	：コースクリア
チェッカー旗	：ゴール合図

第17条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競校長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図（赤旗）と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第18条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第19条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好なもの。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第20条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 6) 競技走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 7) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第4章 抗議

第21条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文言により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競校長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第22条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後（当該車両クラスの競技終了後）30分以内とする。
- 3) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第23条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可効力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技の成立は各クラスの第1ヒートが終了した時点とする。
- 3) オーガナイザーは、競技会延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 賞典

第24条 賞典

- 1) 全部門、全クラス 1位～3位:、JAFメダル
- 2) 副賞に関しては各オーガナイザーに一任する。
- 3) 表彰対象者が表形式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第25条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権にかかわるすべての法規および規則を遵守する責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第26条 本統一規則の解釈

本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第27条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本統一規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第28条 本統一規則の施行並びに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので競技会参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上